

『外航貨物海上保険約款詳説』（13874）補遺

2022年11月（有斐閣）

葛城照三・木村栄一・小池貞治共訳『1906年英国海上保険法』について、本書本文では下記のように変更させていただきました。

①本文 103 頁

第 39 条

(1) 航海保険においては、航海開始の時に、船舶が保険に付けられた特定の航海事業遂行のために堪航でなければならないという黙示担保がある。

第 40 条

(2) 貨物またはその他の動産の航海保険においては、航海開始の時、船舶が、船舶として堪航であるのみでなく、貨物またはその他の動産を保険証券に定めた仕向地まで運送するのに適合しているという黙示担保がある。

→ 下線部を「ワランティアー」とした。

②本文 131 頁

第 45 条

(1) 危険開始後、船舶の仕向地が保険証券に定めた仕向地から任意に変更される場合には、航海の変更があるものとする。

→ 下線部を「自発的に」とした。

③本文 135 頁

第 5 条

(1) この法律の諸規定に従うこととして、航海事業に利害関係を有するすべての者は、被保険利益を有する。

→ 下線部を「対する利益」とした。

(2) 特に、ある者が航海事業に対し、または航海事業の危険にさらされる被保険財産に対して、普通法上または衡平法上の関係を有する場合において、その関係を有する結果、被保険財産が安全であることもしくは被保険財産が予定の時期に到達することによって利益を得、または、被保険財産の滅失、損傷もしくは留置によって損害を被り、または、被保険財産に関して責任を負うときは、その者は航海事業について利害関係を有するものとする。

→ 下線部を「対して利益」とした。

④本文 154 頁

第 60 条

(2) 特に次の場合には推定全損があるものとする。

(iii) 貨物の損傷の場合には、その損傷を修補する費用と貨物をその仕向地まで継搬する費用との合計額が、到達時の貨物の価額を超える見込であるとき。

→ 下線部を「補修」とした。

以上